

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第4日）

議事日程 令和7年3月17日（月曜日）午前 9時30分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

- 1) 議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）のうち、都市民生委員会所管分
- 2) 議案第18号 羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第20号 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第21号 羽生市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

第 3 閉 会

出席委員（7名）

西 山 丈 由 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
中 島 直 樹 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

塚 本 恵 健康福祉部長	稲 田 信 一 こども家庭課長
鈴 木 尚 美 児童保健課長	本 間 陽 子 高齢介護課長
松 本 美 雪 母子保健係長	高 田 利 泰 児童保育係長
夏 目 哲 哉 まちづくり部長	横 山 恵 一 まちづくり政策課長

秋 山 英 樹	ま ち づ く り 政 策 課 参 事	横 田 徳 司	建 設 課 長
根 岸 大 介	都 市 計 画 係 長	荒 木 秀 介	開 発 指 導 係 長
塩 田 敬 寛	建 築 係 長	萩 原 拓 史	道 路 街 路 係 長
山 崎 武 則	消 防 長	山 崎 高	消 防 総 務 課 長
長 瀬 正	課 長 補 佐 兼 総 務 係 長		

事務局職員出席者

岡 田 光 弘	総 務 課 長
---------	---------

午前 9時30分 開 会

○西山丈由委員長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）、別冊5のうち、高齢介護課所管部分について、高齢介護課長の説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 おはようございます。高齢介護課長の本間です。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）のうち、高齢介護課所管の部分についてご説明いたします。

ただいまお開きしておりますのが別冊5、令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の24ページをお開きしております。

真ん中ほどの第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目介護保険費の介護保険事業、第27節介護保険特別会計繰出金の補正額2,218万7,000円ですが、先週、13日に説明させていただきました議案第11号 令和6年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第2号）において、介護給付費及び地域支援事業費を増額補正したもののうち、市の法定負担分を繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。よろしいですか。

〔「特にありません」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休 憩

午前 9時33分 開 議

○西山文由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、こども家庭課所管部分について、第2条繰越明許費の補正を含めて、こども家庭課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 こども家庭課長の稲田です。よろしくお願いいたします。

本日同席する職員を紹介いたします。

母子保健係長の松本でございます。

○松本美雪母子保健係長 松本です。よろしくお願いいたします。

○稲田信一こども家庭課長 それでは、恐縮ですが着座にて失礼いたします。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）のうち、こども家庭課所管分について説明申し上げます。

別冊5、ご覧になっていただいております羽生市一般会計補正予算書の24ページ、中ほどになります。

まず、子ども医療助成費等関係経費758万円について申し上げます。

18歳に達した年度末までの子どもの医療費の自己負担分を助成する子ども医療費について、12月下旬からのインフルエンザ等感染症の流行に伴い、医療費の増額が見込まれるため、19節扶助費、子ども医療助成費720万円及び12節委託料、診療報酬審査支払手数料38万円の増額補正をするものです。

なお、財源としましては、県の子ども医療費補助金がございます。

続きまして、24ページの一番下になります出産・子育て応援事業200万円について申し上げます。

12節委託料につきましては、国において、令和6年度で出産・子育て応援給付金が終了となり、令和7年度から妊婦のための支援給付金が創設されたことに伴い、給付金申請給付実績、面談給付等を一括管理するために、健康管理システムの改修に係る委託料でございます。

財源としましては、国の出産・子育て応援交付金がございます。

続きまして、25ページになります。

25ページの一番上になります小児予防事業632万円について申し上げます。

12節、小児定期予防接種委託料632万円につきましては、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ等の接種者の人数が接種の勧奨により当初の見込みより増加したため、増額補正を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

中島委員。

○中島直樹委員 24ページの出産・子育て応援事業、健康管理システム改修業務委託料です。

委託先を教えてください。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 健康管理システムにつきましては、AGS株式会社になります。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これ随意契約という理解でいいですか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 随意契約で考えております。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

中島委員。

○中島直樹委員 ほかはなかなか考えづらいですかね、羽生市では。ほかの業者というところで考えると。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 健康管理システムにおきましても、羽生市の基幹業務システムの総合管理システムを委託しておりますAGS株式会社を通じてのシステムの導入という形で運用しておりますので、今の時点では健康管理システムの改修だけをほかの業者にするというのは想定は、考えておりません。

○中島直樹委員 了解です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 ワクチン接種のところなんですけれども、金額等はいいんですが、見込みよりも子宮頸がんワクチンの接種が増加したということですが、私もこの子宮頸がんワクチンは、以前ちょっとマイナスイメージな報道がされたりだとかして、何でかなと思って、唯一ワクチンで防げるがんなので、もっと接種率を上げるような策があればなと思っていたんですが、現在、対象者の何%ぐらいの方がこのワクチンを打っていただいているのか教えていただければと思うんですが。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 接種の対象者の1人の方が3回打つので、回数ベースでの接種率という形になるんですが、おおむね10%程度は受けております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 増えたといってもまだ10%ということなので、ぜひ市民の、特に女性の方の健康を守るということは、非常に、私は、有効なワクチンかと思いますので、今後も接種率が上がるような策というのを考えているのかどうか教えていただきたいんですが。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種につきましては、令和7年3月31日がキャッチアップ接種の公費負担の最終になりまして、今年度中までに3回完了しなければ公費対象にならないということだったんですが、国で通知を出しまして、今年度中に1回でも接種をすれば、令和7年度中の残りの回数も公費負担にすると示されましたので、それを受けまして、本市におきましても急遽、接種が3回全て完了していない方に対して個別の勧奨のはがきを既に発送しております。今年度中に何とか1回打っていただければ、慌てずに残りの2回は来年度に、4月以降になってしまってもまだ間に合うということで進めております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。公費負担が終わってしまうのがちょっと残念なんですけれども、ぜひ羽生市としても市独自の何か策を、今後、練っていただければ、非常に予算がきつい中でお願いをするのも恐縮なんですけれども、ぜひいろいろ考えていただいて、案を出していただければと思いますので、今後ともよろしくお願いします。以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 そもそもこの予防接種委託料で632万円ですけれども、これ、何回分を想定してこの予算なんでしょうか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 全体、1月から3月の接種回数で475回を見込みました。

1年度分で1,200回という試算をして出しております。そうしますと、接種率としましては20%を見込んでおります。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 なかなか啓発してもその接種率が上がらないというところなんですけれども、もともと予算を組むときにも、対象者全員がという予算組ではないわけですね。

10%ないし20%、今のその中のパーセンテージって、10%、20%が今年も受けるだろうという想定内の予算組み、その予算組の中で、キャッチアップが進んで足りなかった分の補正予算という理解でよろしいですか。

○西山丈由委員長 こども家庭課長。

○稲田信一こども家庭課長 令和6年度の当初予算の要求時点では、その時点でのベースなんですけれども、10%程度見込んでおりました。先ほど、中島委員のおっしゃられたとおり、それ以上の接種が見込まれるということになりましたので、今回の補正になっております。

○中島直樹委員 了解しました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休 憩

午前 9時43分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、児童保育課所管部分について、児童保育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介いたします。

児童保育係長の高田です。

○高田利泰児童保育係長 高田です。よろしくお願いいたします。

○鈴木尚美児童保育課長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）、児童保育課所管分について申し上げます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費について、議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書の24ページをご覧ください。

第2目児童措置費、24ページ説明の欄中ほどにあります保育所措置関係経費になります。

12節委託料、児童運営費委託料4,500万円について、この委託料は、国の示す公定価格を基礎とした単価を用いて、保育所等に入所している児童数に応じて民間保育所等に支払うものでございます。令和6年度12月補正予算において、令和6年人事院勧告への上昇に対する対応として、10%相当の引上げと見込み、予算上程可決を出しましたが、その後、県より、今年1月8日メール受信により、12月27日付で公定価格の改定率が10.7%と確定したことを受け、今年度12月までの実績及び残り3か月の見込み、4月まで遡って精算となる見込み分を合わせまして、令和6年度児童運営費委託料を12億4,500万円と見直いたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 この補正については、議会の最終日の承認後、支出の予定なんですか。

これをまず、1つ目の質問です。2つ目は、国の人事院勧告、当初の予定が10%ということであったと。ところが、実際には10.7%、この辺のいきさつについてがここ、2番目で、3番目は、3つ目の質問でありますけれども、私立の保育園に対して措置が

10.7%分、昨年の4月に遡って人件費が上がるという、そういう解釈でよろしいわけですか。4つ目は、今月21日が議会の最終日で、議案が通過しますと、速やかに措置が民間の施設へ振り込まれると。したがって、年度末に支出があればこの予算が職員等に配られると、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

以上です。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 1点目については、予算措置が21日に可決された後、支払いがスムーズにされるかというようなご質問であったかと思います。現在のところ、90%を超える執行率となっております。請求書については、今月に入ってから少しずつ到着しているところではございまして、実際に可決予定となります議会最終日までにも請求書は届いておりますので、執行については予算議決後もスムーズに執行できるようにと考えております。

2点目につきましては、当初、12月補正の予算を計上する際に10%を見込んでおりました。昨年度については5.2%の引上げ率となっておりますので10%と見込んだところでありまして、実際には10.7%といった上昇率ということで、今回、補正予算を上げさせていただきました。

3点目につきましては、人件費の上昇分ということの配置となっておりますので、そのお見込みどおりでよろしいかと思います。

4点目につきましては、21日の議会最終日以降、請求に基づきまして支払いを進めさせていただく予定となっております。

以上です。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

○丑久保恒行委員 はい。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、教えてほしいんですけども、公定価格上昇が10.7%ということで、補正後、12億4,500万円になりますよね。これ、先ほど丑久保委員からもあったんですけども、これ基本的には、上げ幅のその金額というのは人件費と考えちゃってよろしいんですか。人件費のみ。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 公定価格の引上げにつきましては、人事院勧告の引上げということで、人件費相当として引上げと、人件費を含む運営費となっております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 そうしますと、少なからずとも羽生市の民間保育所等でお仕事されている方はお給料が上がると理解するんですが、公的なこういうお金が各民間施設に入っていて、本当にお給料、手取りが上がっているのかどうかというのは、市としてはチェックをしているのかどうか教えてください。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 公定価格には、処遇改善を含む人件費引上げ分が計算に入っておりますので、人件費の引上げにはつながるものと考えております。また、実績報告もいただいております。

○西山丈由委員長 川田真也委員。

○川田真也委員 10.7%上がったということなので、職員さんのお給料も、私から個人的に思うと、単純に1割近く年収が上がるのかなと思うんですね。あとは、ほかにもいろいろその施設によって使い道があるんでしょうけれども、何%ぐらい職員さんのお給料が上がったというか、平均値でもいいんですけれども、これからなんであれなんですけれども、そういうのを公表する場というのはあるんでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 社会福祉法人等では、決算書類をホームページ等で公開することになっておりますので、そちらから人件費の上昇の比較ができるかと思います。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。できれば、こういった方の待遇が改善されてほしいので、よく保育士さんですとか介護職の方というのは、どうしても給料がほかのお仕事に比べてお安くて、仕事が大変だというお話をよく聞きますんで、それを思って、国のほうもこういった形で公定価格を1割以上上げていただいていると思いますので、ぜひその辺、きちっと職員さんの給料、手取りが増えているということを市としてもチェックしていただいて、その後どういった対応を、例えば、私が今言ったように、去年から羽生市の職員さんはこれだけ、何%お給料上がっているんですよとか、そういうお知らせ等をするような機会というのは今後、ありますか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 職員の人件費の上昇というところの区分は市にも報告としてはいただいておりますので、何らかの方法で、公表が可能かどうかも含めて民間の園と相談の上、精査してまいります。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ぜひお願いしたいと思います。やはり、公費が入っていることですから、その公費の増額の理由が、第一番が職員さんのお給料を上げられるために国から指示が来て、国と県と市で協力して、我々国民、市民の税金を充てているんで、ぜひそういった形がありましたよというのも本当に、ホームページですとか広報「はにゅう」ですとか、そういうところでぜひ公表していただいて、透明性のある予算の使い方をしていただければと思います。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございますか。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 ちょっといいですか、確認の意味で。

児童保育課長のこの説明の中で、今回の10.7%の人事院の勧告案の中に処遇改善費という言葉が出てきたわけですが、処遇改善費と今回の人事院の勧告10.7%は、主にこれ人件費等、等というのは運営費も含めてと。したがって、処遇改善費とその人件費というのは同一でなく、10.7%の中に含まれているということではなくて、処遇改善費は処遇改善費、10.7%は人件費プラス運営費という解釈だと思うんですが、先ほどの課長の説明は処遇改善費も含まれているという、そういう表現だったんですが、そこは切り離したほうがよろしいと思うんですが、その辺どうですか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 人件費及び処遇改善は、公定価格という単価の中では積算に含まれておりますので、トータルで10.7%としての引上げという認識でおります。よろしく願いいたします。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

○丑久保恒行委員 はい。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休 憩

午前10時04分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号、建設課所管部分の第2条繰越明許費の補正について、建設課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

建設課長。

○横田徳司建設課長 おはようございます。建設課長の横田でございます。

本日同席する職員を紹介させていただきます。

道路街路係長の萩原でございます。

○萩原拓史道路街路係長 萩原です。よろしくお願いいたします。

○横田徳司建設課長 よろしくお願ひします。

着座にて説明させていただきます。失礼します。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）のうち、建設課が所管します事業についてご説明いたします。

資料の別冊5、令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書（議案第9号～議案第11号）の20ページをご覧いただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正の追加分、一番下の第8款土木費、第2項道路橋りょう費、道路新設改良事業5、248万1,000円が建設課所管となります。

補正予算の概要の35ページをご覧いただきたいと思います。

道路新設改良事業の5、248万1,000円は、施工期間が令和7年度に係るものを繰越明許費として上程させていただいております。

左側記載の6か所で5,021万円の工事請負費、内訳は、橋りょう補修工事が1件、道路改良工事が3件、地区要望工事が2件です。それと、右側記載の市道0118号線、藤井下組地内、井泉小学校南の道路改良で、地権者交渉に時間を要しているため、用地買収が令和7年度に係るものとしまして4件の権利者分土地購入費174万

7, 000円、物件移転補償費52万4, 000円、合計で227万1, 000円を繰越明許費として上程させていただいております。

資料議案第10号関係、令和6年度3月補正予算繰越明許費、建設課というものをご覧いただきたいと思います。こちらです。

繰越理由等詳細につきましては、こちらの資料の右側に理由が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、資料議案第10号関係、令和6年度一般会計補正予算繰越明許費、道路新設改良事業箇所図のほうに事業箇所の位置を示しましたので、先ほどの資料と併せてご確認くださいと思います。

以上、建設課が所管します事業についてご説明させていただきました。ご審査よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、藤井下組地内の件でちょっと教えてください。

用地買収が地権者さんと若干遅れが出ているということで、誰とは聞かないですけれども、どの辺でしょうか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 ちょっと個別な話が出てきちゃいますんで、ちょっとこちらの場では控させていただきたいと思いますので、後ほど個別にお話しさせていただきたいと思います。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。ありがとうございました。

それとこれ、やっぱり地元の人がちょっとお話が出ているんですけれども、藤井工業さんからずっと南に行って、五差路があるじゃないですか、小さい五差路。五差路の先、南にずっと道路が行っているんですけれども、田んぼの中にピンクの印がぽこぽこつき始めているんですけれども、そっちに道路が行くとかそういうのは、それは何、あのピンクのぴらぴらは何なのかなという話なんですけれども、分かりますか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課のほうでは、今現在、その五差路の北側までを事業のほう進

めておりまして、南側のほうはまだ手つかずでございます。恐らくなんですけれども、こちらのほうで行なっているほ場整備の関係か何かの業務で行なっているのではないかと思います。このちょうどそちらの辺りとか、こちらの辺りとかですよ。この辺の田んぼのほうの話として行われているものではないかとちょっと思っております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。道路整備の印じゃないということで理解してよろしいわけですね。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 そのとおりです。

○川田真也委員 分かりました。ありがとうございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

中島委員。

○中島直樹委員 同じ道路、藤下の地権者との交渉に時間を要しという説明がありましたけれども、これは、地権者との交渉っていろんな地権者がいると思うんですが、繰越明許費です。繰り越して、来年度中には交渉がまとまるであろうという前提なのが当然なんです。まとまるぐらいのその交渉のところまでは行っているんですかね。その辺の確認をさせてください。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 この全体の中ではおおむねそのとおりなんですけれども、1点のみちょっと難しい交渉をしているところがございまして、そちらのほうは繰越しには含めずに、今のところ、おいております。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 では、その見込みのあるところを繰越明許費で入れていると。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 そのとおりです。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

○中島直樹委員 はい。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 13 分 休 憩

午前 10 時 16 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 10 号、まちづくり政策課所管部分について、まちづくり政策課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 おはようございます。まちづくり政策課長の横山です。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日同席いたしますのは、参事の秋山と都市計画係長の根岸です。

○秋山英樹まちづくり政策課参事 秋山です。よろしくお願いいたします。

○根岸大介都市計画係長 根岸です。よろしくお願いいたします。

○横山恵一まちづくり政策課長 恐れ入ります、着座にてご説明させていただきます。

議案第 10 号 令和 6 年度羽生市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、まちづくり政策課が所管する部分についてご説明いたします。

別冊 5、羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の 25 ページになります。

第 8 款土木費、第 3 項都市計画費、第 2 目土地区画整理費の土地区画整理一般経費です。

岩瀬土地区画整理事業は、岩瀬土地区画整理組合が施行する事業です。市は、組合に対する活動支援事業として道路整備や物件移転補償等の事業費について財政的支援を行なっております。

第 18 節負担金補助及び交付金の岩瀬土地区画整理組合補助金に対しては国の補助金が交付されますが、国庫補助対象事業費を 1 億 6,500 万円として申請したところ、交付決定額は 6,716 万 4,000 円にとどまりました。このため、交付決定額を超えた分の 9,783 万 6,000 円を減額補正するものです。

また、補助金の交付率は 2 分の 1 ですので、特定財源であります社会資本整備総合交

付金の額も歳出の補正額の2分1となる4,891万8,000円を減額するものです。

今後も、国の補助制度を最大限に有効に活用して事業を進めてまいりたいと思います。

以上でまちづくり政策課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

中島委員。

○中島直樹委員 交付金下がった要因というのは何になるんですか。

○西山丈由委員長 まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 こちらは、国の予算の範囲内で各自治体、各事業に配分するということになりますので、羽生市以外の対象になっているところ、そういったものが大変多かったのかなと思います。その関係で、羽生市への配分がこちらの申請した額に満たなかったと考えられます。

○中島直樹委員 はい。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第10号）を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

午前 10 時 31 分 開 議

○西山文由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 18 号 羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

まちづくり政策課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 まちづくり政策課長、横山です。よろしくお願いいたします。
ます。

同席する職員は、建築係長の塩田です。

○塩田敬寛建築係長 よろしく願いいたします。

○西山文由委員長 着座にて説明させていただきます。

議案第 18 号 羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案の 1 ページ目をご覧ください。

本案は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律によります建築基準法等の改正によりまして、新たな事務の追加等が生じるため、手数料の金額の変更や新たな項目の設定等を行うものです。

改正箇所は、別表第 2 の建築基準法に基づく諸手続の審査手数料の各項と、別表第 4 の低炭素建築物、建築物省エネ法に関する審査手数料の各項です。

主な改正について申し上げます。

議案は改め文方式となっております、改正前の条文が表示されていないため、参考資料 12 として新旧対照表を作成しております。

新旧対照表の 1 ページ目をご覧ください。

表は、左側が改正後、右側が改正前となっております。

1 ページの下の方、別表第 2 の改正についてです。

1 の項は、建築物を建てる前に申請する建築確認申請の手数料となっております。建築基準法の改正により、構造関係の規定への適合について新たに審査を行うことになったため、審査手数料の金額を増額します。例えば、一番下の床面積の合計 30 平方メー

トルを超え１００平方メートル以内のものの審査手数料は１万４，０００円から２万円に、１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のものは２万４，０００円から３万４，０００円に変更します。

また、５ページにあります６の項、建築物の完了検査につきましても、建築確認申請の審査で追加となった内容の検査が加わりますので、同じく床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以内のものの検査手数料は１万７，０００円から２万４，０００円に、１００平方メートルを超え２００平方メートル以内のものは２万４，０００円から３万４，０００円に変更します。

そのほか、建築物の省エネ基準適合審査、それからエレベーターの建築確認申請など、新たに加わった審査、完了検査に対する事務手数料の項を新設します。

続きまして、９ページの別表４につきましては、低炭素建築物の認定、それから、建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定といったものについて、建築基準法の改正によって、羽生市が審査できる建築物の床面積の上限が変更になったことにより各手数料項目の整理が主な改正となっております。

なお、このたびの改正に係る手数料各項目の金額につきましては、埼玉県及び県内各自治体と同額となっております。

また、別表第２各項及び別表第４各項におきまして、市長が別に定める算定方法ですとか、市長が別に定める建築物などと規定されておるのですが、これら別に定めるものについて規定しております羽生市事務手数料徴収条例の規定による建築物等の審査に関する規則を一部改正することとし、参考資料１３として提出させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前１０時３７分 休 憩

午前１０時３９分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第２０号 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

まちづくり政策課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

まちづくり政策課長。

○横山恵一まちづくり政策課長 まちづくり政策課長、横山です。よろしくお願いいたしますます。

同席する職員は、開発指導係長の荒木です。

○荒木秀介開発指導係長 よろしく願いいたします。

○西山丈由委員長 着座にてご説明いたします。

議案第２０号 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案の１ページ目をご覧ください。

本条例は、市街化調整区域における建築の許可について、その基準を定めたものです。このたびは、公共施設跡地の活用を図るために改正するものですが、直近では、三田ケ谷小学校及び村君小学校の跡地を想定しています。

市街化調整区域では、都市計画法の制限によりまして、公共施設跡地の利活用が難しい状況にあります。しかし、適法に建築された既存の公共施設は周囲に一定の道路や排水設備等が既に整備されており、周辺の市街化を引き起こすリスクは低いため、一定の

要件を満たす場合に限り新築、改築または用途の変更を可能とするよう新たな許可基準を定めるものです。

改正箇所について申し上げます。

新旧対照表は左側が改正後、右側が改正前となっております。

第7条に第5号を新たに加えます。「国又は地方公共団体その他これらに準ずる者が開発行為を行った区域において」は、公共施設の既存の敷地ということになりますが、その敷地において、市長が地域の活性化に資すると認める用途の新築、改築または用途の変更を行うことができるものとするものです。

そして、許可することができる要件として、一番下のア、「国または地方公共団体、その公共施設が現に存在し、かつ、その用途の廃止がされている、または廃止見込みであるもの」、イとして、「本市のまちづくりの方針と整合しているもの」を付け加えます。

許可をすることができる建築物の用途は、この条例では具体的に規定はしておりませんが、このたび追加する基準の運用方針を作成し、その中で示すこととします。

参考資料の14、羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第7条第5項に係る運用方針案の2ページ目をご覧ください。

ページ中ほどの3の用途、(2)におきまして、市長が地域の活性化に資すると認める業種として、地域の住民の利用に供するもの、住民同士の交流を図ることのできるものなど地域の活性化に資するものという前提の下、文化施設、スポーツレクリエーション施設、体験交流施設、観光施設、生産・加工施設などを上げています。

公共施設の跡地につきましては、市民のために整備された施設であったことを踏まえまして、地域の活性化を図ることができるよう、本条例の規定を適切に運用したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査どうぞよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 43 分 休 憩

午前 10 時 47 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 21 号 羽生市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

消防総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 消防総務課長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

同席しております職員をご紹介します。

消防総務課課長補佐の長瀬でございます。

○長瀬 正課長補佐兼総務係長 長瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○山崎 高消防総務課長 それでは、説明に入りたいと思います。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第 21 号 羽生市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 12 月 27 日に公布されたことから、本定例会に提出させていただいたものでございます。

改正理由及び要旨について申し上げます。

初めに、改正理由でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正が施行されます。つきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に対して支払う退職報奨金支払額の勤務年数区分に新たに３５年以上区分が追加されることに伴い、羽生市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定について、所要の整備を行うものです。

改正の内容でございますが、参考資料１５をご覧ください。

現行は勤務年数欄が６つに区分されていたものですが、改正後は、勤務年数欄に「３５年以上」の枠が追加となるものです。

議案第２１号に戻ります。

また、本改正に合わせまして、条例の文言整理を行うものでございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

松本委員。

○松本敏夫委員 課長、よろしいですか。団員の、先ほど、数字のところで３５年以上のところってちらっと見たんですけども、そこまで関わっている人というか、それに参加している人というのはいるんですか。

○西山丈由委員長 消防総務課長。

○山崎 高消防総務課長 今現在、高瀬消防団長のみ３５年以上です。

○松本敏夫委員 のみ。

○山崎 高消防総務課長 はい。

○松本敏夫委員 いや、うちのせがれなんかまだまだなんだな。うちのは２０年ぐらいかな。

〔「２０は越えているんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫委員 超えているか。いや今、ちょっと金額みたからさ、こんなにもらえるって。

○西山丈由委員長 消防長。

○山崎武則消防長 委員のご子息はちょうど４月で、３月いっぱいやっていただければちょうど２０年でございます。

○松本敏夫委員 20年。へえ、よく務まったね、20年も。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前10時52分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本委員会への付託事件の審査は全部終了しました。

この際、申し上げます。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

これをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時52分 閉 会